

再 意 見 書

平成 21 年 7 月 13 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長様

郵便番号 770-8053

住所 徳島県徳島市沖浜東 3-33

会社名 有限会社マンダラネット

Tel. Fax.

代表者名 立石 聡明

メールアドレス

平成 21 年 5 月 26 日付け情郵審第 3013 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

総論

全体として、EditNet株式会社、ソフトバンクBB株式会社／ソフトバンクテレコム株式会社／ソフトバンクモバイル株式会社、KDD I 株式会社、株式会社電算、株式会社新潟通信サービス、社団法人日本インターネットプロバイダー協会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会地域ISP部会、有限会社ナインレイヤーズ、イー・アクセス株式会社／イー・モバイル株式会社、社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会の意見に賛同します。

各論

ネイティブ方式につきましてローミングを利用する地域ISPとしての立場から、あるいは今後、場合によっては自らネットワーク構築を試みる考える事業者としての立場から。そして何よりもインターネットの本質的な特性（自律・分散・協調）とその将来性、自由性を日本に残してほしいと考える地方の一事業者の立場から。

当社はインターネット接続サービスの一部をローミングサービス会社から供給を受けてエンドユーザーに提供しております。今回のネイティブ方式では、IPv6インターネット接続についてこの方式を選択したISPはすべてローミングサービスの供給を受けることになり、一見、供給先が変わるだけと思われがちですが、本質的な問題がかなりあると考えております。

すなわち現在のローミングサービスの会社に対しては、当社のようなローミングサービス利用ISPより仕様について要求を出すことが可能で、それに応じたサービスが供給されます。しかしながら、ネイティブ方式ではネイティブ接続を行なうISP毎にポリシーは単一化されるため、ローミングサービス利用ISP側からの個別の要求には応じてもらえなくなります。ローミングサービスはISP各社が特色を持ち、エンドユーザーのニーズに対応するためサービスの多様性を有するため利用側のISPの要望を柔軟に反映できるものである必要があり、単に料金が安ければよいと言うものではありません。また、3社の違いは単に価格とインターネットへの出口が違うだけであり、ネイティブ方式の場合、各代表ISPのゲートウェイについては実質NTT東西会社の管理下にあるため、代表ISPを含め家庭からゲートウェイまでは、誰も手が出せなくなるのが現実です。

またトンネル方式でもローミングサービスは実現可能ですが、トンネル方式のローミングサービスとネイティブ方式のローミングサービスが並存した場合、ネイティブ方式のローミングサービスに圧倒的優位性があると思われることから、トンネル方式のローミングサービスは実質その提供が困難だと考えられます。この結果、ローミングサービスを利用するISPにとってもネイティブ方式ではサービスの自由性が失われることとなり、最終的に

NTT東西会社独占市場になることは間違いないと考えます。

各社から提出された意見につきまして

ネイティブ方式で接続 ISP が 3 社に限定されることについて、EditNet 株式会社、KDDI 株式会社、株式会社新潟通信サービス、社団法人日本インターネットプロバイダー協会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域 ISP 部会の意見に賛同します。特に会社下記の部分に賛同します。

・トンネル接続とネイティブ接続の双方が接続約款上に規定されるとしても、ネイティブ接続の接続事業者数が制限されてよい理由にはならないと考えます。

例えば、トンネル接続よりネイティブ接続の方が ISP の負担する総コストが格段に低くなると仮定した場合、ISP はネイティブ接続を利用する以外に選択肢がなくなるため、IPv6 によるインターネット接続サービスを一部の事業者しか提供できない状況が発生します。

・ネイティブ接続においては、接続事業者数が当面最大 3 社までとされていますが、これは合理的な理由がない限り、電気通信事業法第 30 条（禁止行為等）、第 32 条（電気通信回線設備との接続）等で禁止する差別的な取り扱いや接続拒否に該当するおそれがあると考えます。

・しかしながら、NTT 東・西からは、ネイティブ接続事業者が 3 社までである理由について、「中継ルータの処理能力に制約がある」「ひかり電話等の QoS サービスの品質劣化を回避するため」等といった定性的な説明がなされているにすぎません。ネイティブ接続事業者が 4 社以上の場合に必要な具体的な費用や期間、サービス品質にかかる数値等を定量的に示した合理的な説明が行われる必要があると考えます。また、その説明が真に合理的なものであるか否か、審議会において十分な議論が尽くされる必要があると考えます。（KDDI 株式会社）

この方式の問題点の一つは NTT 東西毎に最大 3 社にのみ限定されてしまうことであります。

NTT 東西では、今後技術の発達や機器の発達により拡大できる可能性があるとして説明していますが、3 社という制限が機器性能よりも利用プロトコルのもつ制限によつて、今後とも増加する見込みはない事は明白であります。

また、この 3 社を選定する条件が「インターネット接続サービスの契約数」の多い方から 3 社となっていますが、インターネット接続契約数の数え方が不明瞭であります。例えば携帯電話会社の携帯所有者もインターネット接続契約者数に入るのか、契約数

の把握は何の資料を基にどういった手段で確認するのか等も不明です。(株式会社新潟通信サービス)

ネイティブ方式の制度設計について株式会社ケイ・オプティコム、社団法人日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します。特に下記の部分に賛同します。

具体的な制度設計を検討される場合においては、

- ・ NTTグループの情報通信市場における支配力が一層強固になることを避けるため、NTTグループに属する事業者がネイティブ接続事業者になるべく接続申込みを行うことの禁止
- ・ NTT東西が保有・認識できるようになる他のISP事業者の顧客情報を、NTT東西自らの営業活動等に用いることを完全に排除するため、厳重なファイアウォールの構築といった措置を講じていただくことが必須(株式会社ケイ・オプティコム)

ネイティブ接続においては、エンドユーザーの情報をNTT東西とネイティブ接続事業者、ネイティブ方式を採用するISP事業者が共有することになります。これらの情報は個人を特定するための重要な個人情報であり、3者に跨って共有されることによるセキュリティ上の重大な懸念があります。また、本情報は基本的にISPとNTT東西の間でユーザーを突き合わせるために必要なものであり、ネイティブ接続事業者はその内容を具体的に知る必要性はありません。ついては、エンドユーザーを特定する情報については、3者の間で特定できるID情報等をやり取りすることによって個人情報の交換を避ける等の措置が必要と思われれます。(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

アダプタのホームゲートウェイ(HGW)からの分離及びの費用負担について、EditNet株式会社、株式会社電算、イー・アクセス株式会社/イー・モバイル株式会社、社団法人日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

トンネル方式のISPを利用する利用者が「アダプタ」の代金を負担する必要があることについて、初期費用で1万円程度の差が生じてしまえば、ネイティブ方式との競争上著しく不利になる可能性がある。ネイティブ方式を認可するのであれば、最低限、アダプタの代金が利用者の負担とならないようにする必要がある。(EditNet株式会社)

IPv6環境で利用するためには、NTT東西のNGNサービスとの共存のみにために専用の追加アダプタが必要で、機能的には「IPv6用NAT機能」のみが示されている状況であることから、単一の追加機能のみが製品として提供されることはインターネット接続利用者の費用負担を軽減するために避けるべきです。

また、インターネット接続利用者全体に占める高齢者などの割合が増える中で、必要とされる機器や配線の増加対策も考慮する必要があり、ネイティブ方式同様に現行のHGWに機能集約することが必要と考えます。

尚、ネイティブ方式で光電話等のNGNサービスを維持するために接続事業者数が制限されている事を鑑みれば、同様な考えでNGNサービスを維持するために専用の追加アダプタに関連する費用をNTT東西が負担すべきであると考えます。(株式会社電算)

マルチプレフィックス問題を解決するためのNAT機能を具備する方式として、アダプタの設置が必要となりユーザの費用負担になるとされています。しかしながら、トンネル方式が基本的な接続機能と位置づけられ、また機能提供者の都合でアダプタの設置が必要になるのであれば、その費用はユーザではなく提供者であるNTT東西殿が負担すべきものであると考えます。(イー・アクセス株式会社/イー・モバイル株式会社)

IPv6インターネット接続の基本的接続機能であるトンネル接続が、ネイティブ方式に比べて不便かつ費用がかかることにより、実質的に競争力が劣る、使えないものでは不適切であり、トンネル接続のエンドユーザーに対しても、ネイティブ接続のエンドユーザーに対するものと同条件で提供されなければならないと考えます。アダプタ機能はトンネル方式の提供において不可欠な機能であること、及び今回のIPv6インターネット接続方式においてはホームゲートウェイを利用しているエンドユーザーしか対象にしていないことを考慮すると、具体的には、アダプタはホームゲートウェイとは別な装置ではなく、一機能としてネイティブ方式のエンドユーザーに提供されるホームゲートウェイ装置の中に含まれ、エンドユーザーの希望者に対してはホームゲートウェイのレンタル費用のみで配布されるべきと考えます。(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

ネイティブ方式の接続事業者(代表ISP)の制度について EditNet株式会社、社団法人日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

3社のいわゆる「代表ISP」は、第一種指定電気通信設備への接続上不可欠な役割を持つものであり、一種指定並みの規制(提供義務及び約款化の義務など)が課せられる必要がある。

ネイティブ方式では、代表ISPが必ず活用業務を利用することとなっており、しかも広域化機能は非指定設備であることから、一種指定に接続するために、非指定を経由する必要が生じるという問題が生じ、本来のNTT東西の業務を大きく逸脱する。ある時点のローミング利用者数の上位3社が固定的に今後もネイティブ方式での相互接続が行いうるとするのは、市場の寡占化につながる。(EditNet株式会社)

ネイティブ方式によるインターネット接続サービスを希望する一般のISP事業者は、指定電気通信設備であるNGNと接続するにも関わらず、直接接続可能な事業者数の上限が3社という制限から、ネイティブ接続事業者経由でないとNTT東西と接続することができません。一般のISP事業者はネイティブ接続事業者から指定電気通信設備であるNGN上のIPv6インターネット接続サービスの卸売りを受けることとなりますが、ネイティブ接続事業者は一般の電気通信事業者であることから、現行法では役務提供義務を有しません。約款案では「不当な接続の条件又は卸電気通信役務の提供の条件を付さないこと」「特定の電気通信事業者に対して不当な差別的な取扱いを行わないこと」しか規定していませんが、ネイティブ接続事業者に対しては、更に役務提供義務を課すなど、指定電気通信設備事業者並みの規制が必要と考えます。

また、ネイティブ接続事業者同士の合併は独占状態を生む可能性があるため、事業合併は禁止する制限も必要と思います。インターネット業界では企業買収などを通じた事業者の統廃合も盛んであり、当初3社だったネイティブ接続事業者が合併などを通じて1社となった場合や、持株会社などを通じて経営統合がされた場合、実質上ネイティブ接続においては独占企業が誕生することになります。その場合は空いた枠を活用し、新たな会社がネイティブ接続事業者として参入できるか、ネイティブ接続を提供する会社が合併する場合は、ネイティブ接続に関する事業を別会社に事業分離することを義務づけるなどの措置が必要と考えます。

さらにネイティブ接続事業者は、自らも小売で一般のエンドユーザーにサービスを提供すると、卸を受ける他事業者は条件面で不利となることも考えられます。従いまして、ネイティブ接続事業者は他ISP事業者に対する卸売りに徹し、自らエンドユーザーに対する小売は行わないこととするべきと考えます。(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

ネイティブ方式の名称について有限会社ナインレイヤーズと社団法人日本インターネットプロバイダー協会地域ISP部会の意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

ネイティブ方式で用いられる経路制御は、パケットヘッダの送信元アドレスに基づくものです。IPで原理的に用いられる経路制御は送信先アドレスに基づくもので、技術的な用語の使い方として根本から間違っていると考えます。議論の過程で出ていて申請されていない「案3」と呼ばれた方式こそがネイティブと呼ばれて然るべきです。

(中略)

今回、nativeではない技術に対して「ネイティブ方式」と名前付することは、IETF等で議論する際に混乱を招き、より日本固有の問題であると言う印象付けをし、国際標準を修正するための活動を阻害する可能性があると考えます。両者に対する適切な命名は再検討されると良いと思いますが、一案としては、それぞれを「オーバーレイ方式」

「シングルプレーン方式」というように呼ぶ方法もあるかと思います。(有限会社ナインレイヤーズ)

まず、このネイティブ方式という表現がおかしいという指摘があります。ISPの付与したIPv6アドレスで通信するためこの名前が採用されているようですが、提示されているルーティング方式はIPv6の一般的なルーティング方式とはかけ離れた方式を採用するため事実を反映していないと思われます。しかし、一般には「ネイティブ」という言葉と「トンネル」という言葉で比較した場合、そのニュアンスが伝える影響は大きく、一般に誤解を与えることは十分予想されることであり、現に6月15日に開催された「IPv4アドレス枯渇対応タスクフォース」の「アクセス網ワーキンググループ報告会」で行われた方式説明でも、誤解されている方がおりました。(社団法人日本インターネットプロバイダー協会地域ISP部会)

ネイティブ方式におけるIPv4サービスへの懸念についてKDDI株式会社の意見に賛同します。特に以下の部分について賛同します。

今回の接続約款の変更認可申請(案)において、「ネイティブ方式」という用語は、「IP通信網内における通信方式のうちトンネル方式以外の方式」という広義に解釈可能な定義がなされています。

「ネイティブ方式」という用語が広義に解釈可能であることにより、活用業務「地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定(以下「NTT東・西間IPv6通信活用業務」といいます。)」※のように、接続約款の規定内容を拡大解釈した新たなNTT東・西のサービスが開始されてしまうおそれがあると考えます。

例えば、NTT東・西が一部事業者とネイティブ方式でのIPv4インターネット接続について協議を進め、協議がまとまり次第接続約款を変更する等の場合に、NTT東・西間IPv6通信活用業務のように、接続約款の変更が軽微な変更として処理され、パブリックコメントを経ずに、ネイティブ方式でのIPv4インターネット接続という新たな接続方式でサービスが開始されてしまう可能性があります。

従って、ネイティブ方式については今回、IPv6に限定した解釈しかできないように定義し直すべきです。

ネイティブ方式の接続事業者(代表ISPの)条件について、EditNet株式会社、ソフトバンクBB株式会社/ソフトバンクテレコム株式会社/ソフトバンクモバイル株式会社、KDDI株式会社、社団法人日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

公正競争上、NTT グループの会社や、特定の ISP の影響力が及ぶ事業者が代表 ISP になるのは制限されるべきである。(EditNet 株式会社)

ネイティブ接続を行う接続事業者（以下、「ネイティブ接続事業者」という。）として NTT 東西殿と直接的・間接的かを問わず資本関係のある会社（以下、「NTT グループ会社」という。）が接続を行う場合は、公正競争上の問題が非常に大きくなるため、接続約款変更案の認可条件として、NTT グループ会社がネイティブ接続事業者として接続を行うことが出来ない旨を明記すべきと考えます。

まず、NTT 東西殿の 100%子会社がネイティブ接続事業者としてサービス提供を行うことについては、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成 17 年 11 月 1 日公正取引委員会）において、「親会社が株式の 100%を所有している子会社の場合には、通常、親子会社間の取引は実質的に同一企業内の行為に準ずるものと認められ」と示されていることから、NTT 東西殿自身がエンドユーザに対しインターネット接続機能を提供することと同義であり、NTT 再編の趣旨に明らかに反し、ISP 市場は公正競争環境が確保できなくなることから、到底認められるものではありません。

また、上記以外の NTT グループ会社がネイティブ接続事業者としてサービス提供を行うことについても、ISP 市場において最も大きなシェアを持つ NTT グループ会社の存在や日本電信電話株式会社殿を基軸としたグループの一体的な経営戦略、その他ブランド力等による NTT グループの市場支配力が与える影響を総合的に勘案すると、公正競争上の問題が大きく、認められるべきではありません。(ソフトバンク BB 株式会社／ソフトバンクテレコム株式会社／ソフトバンクモバイル株式会社)

・NTT 東・西自身が ISP 事業を行うことは NTT 法の趣旨に反するものであり、仮に活用業務の認可申請が行われたとしても、NTT の組織形態を見直し、アクセスとコア IP 網を分離して NGN を構築し直さない限り公正な競争環境が担保されないため、絶対に認められるべきではありません。

・NTT 東・西の子会社がネイティブ接続事業者となることは、本来必要な活用業務認可手続きを経ず、脱法的に NTT 東・西自身が ISP 事業を行うことと同義となります。従って、NTT 東・西の子会社はネイティブ接続事業者となる資格を持たないものとして扱うべきであると考えます。

・また、NTT 東・西の子会社でなくとも、NTT 東・西の特定関係事業者である NTT コムや、NTT 持株会社傘下の事業者がネイティブ接続事業者になることは、一体的な営業等を禁じた NTT 再編の趣旨に反し、NTT グループの市場支配力を強化するものであるため、決して認められるべきではありません。(KDDI 株式会社)

NTT 東西を地域通信の会社と位置づける NTT 法の原則からして、NTT 東西の子

会社及び関連会社、及びその子会社は長距離通信に分類されるインターネット接続のネイティブ接続事業者となるべきではないと思います。(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

ネイティブ方式の接続事業者の選定プロセスについて、ソフトバンク BB 株式会社/ソフトバンクテレコム株式会社/ソフトバンクモバイル株式会社、イー・アクセス株式会社/イー・モバイル株式会社、社団法人日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

ネイティブ接続事業者の選定は NTT 東西殿により行われることになっていますが、選定結果の外部検証性が担保されておらず、透明性に問題があります。従って、選定については利害関係のない第三者等により行うべきと考えます。(ソフトバンク BB 株式会社/ソフトバンクテレコム株式会社/ソフトバンクモバイル株式会社)

ネイティブ接続事業者の選定手続きにおいては、選定結果は開示されるものの手続プロセスは NTT 東西殿内に閉じられたものとなっており、手続の適正性及び透明性の確保が不十分であると考えます。適正な選定手続を確保するためには、NTT 東西殿以外の第三者による選定作業が必要であると考えます。(イー・アクセス株式会社/イー・モバイル株式会社)

ネイティブ接続事業者の選定を NTT 東西が行なうことについては、透明性、公正性の点で問題があると考えます。選定は、もし行なわなければならないとするならば、NTT 東西ではなく、第三者により行なわれなければならないと考えます。(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

ネイティブ方式の「網内折り返し機能」について、EditNet 株式会社、イー・アクセス株式会社/イー・モバイル株式会社、社団法人日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

ネイティブ方式の「網内折返し」は、プロバイダ責任制限法や犯罪捜査への対応等に影響を与えることが考えられる。また、迷惑通信への対応ポリシーが、網内折返し通信と ISP 経由通信で異なる事例などが生じる。網内折返しについては、それを前提としたサービスの設計をすべきではない。(EditNet 株式会社)

ネイティブ方式では、網内折り返し通信を提供することとなっていますが、ユーザ間の通信が NGN 網内で折り返した場合、ISP 事業者はその通信について管理することができません。そのため、警察など捜査機関からの不正利用に関する照会が届いた場合

に、対応ができない問題が発生します。

また、ネイティブ方式ではひとつの IPv6 アドレスで閉域網である NGN と公衆網であるインターネットに接続するため、NGN 内におけるセキュリティが低下し更にはユーザ利便性の低下が想定されます。(イー・アクセス株式会社/イー・モバイル株式会社)

ネイティブ方式の相互接続点が東西 1 箇所しかないことについて、ソフトバンク BB 株式会社/ソフトバンクテレコム株式会社/ソフトバンクモバイル株式会社、株式会社新潟通信サービス、日本インターネットプロバイダー協会地域 ISP 部会等から提出された意見に賛同します。特に以下の部分について賛同します。

ネイティブ方式において、NTT 東西殿それぞれで 1 箇所のみでしか相互接続点が設定されていない理由について、NTT 東西殿から説明がされていないため、事業者がその理由を理解できるよう、NTT 東西殿は、その根拠を提示すべきと考えます。なお、相互接続点の追加について、事業者の要望があった場合は、NTT 東西殿は協議に応じるべきと考えます。(ソフトバンク BB 株式会社/ソフトバンクテレコム株式会社/ソフトバンクモバイル株式会社)

今回の「ネイティブ方式」では NTT 東西との接続点を東西各 1 箇所とすることが説明されています。又、将来的には増設する可能性もあると説明されていますが、弊社では 3 月の調査申込において NTT 東日本に対し「新潟県」にアクセスポイントの設置を要望し、県単位の接地を要望いたしました。

現在 NTT 東日本とは協議継続中ではありますが、実際には不可能との回答を得ています。内容としては NGN 網そのものが NTT 東西毎に 1 つのネットワークになっており、県単位のサービスではなく「県を超えた広域サービス」であることに起因していると説明されています。

しかし、全国には、地域で ISP 事業を行っている多くの会社があります。今回の接続点 1 箇所への制限は地域で ISP 事業を行っている事業者にとっては死活問題です。これまで自主的に設定できた価格やサービスがすべて全国規模の事業者にゆだねられ、地域の事業者の自主的なサービスは不可能となってしまいます。

特に弊社では公共団体や学校、一般向けに「有害情報のフィルタリングサービス」を提供しております。こうした自主サービスは県内に接続点があることで、自社 IP アドレスを利用して、無料のサービスとして提供しております。今回の「ネイティブ方式」では県内に接続点がないため、他社のローミングとなってしまい、提供不可能なサービスとなります。(株式会社新潟通信サービス)

一つ目はこの方式は東京、大阪の 2 カ所でしか相互接続できません。よって地方の ISP が自社所在地の地域だけでサービス提供したくとも、東日本、西日本と

いう広大なエリアで営業しなければならないコスト負担となり、実質地域単位で営業している ISP の排除となります。東京、大阪に比べ大きなトランジットコストを払いながら営業している地域 ISP には更なる打撃となります。これは地方におけるデジタルデバイドさらに拡大させることにつながります。

これは地方でデータセンタ業を営むものにとっても致命的であり(データセンタの価値はユーザ宅までのホップ数が少なさで決まる) 東京、大阪、それもホップ数を考えると NTT 東西会社内のネットワークが最も価値があることになり、日本は NTT 東西会社の施設以外では全て価値が無くなっていくということになります。

また、代表 ISP となる 3 社の合併や倒産は十分に起こりうることであり、その場合 3 社が 1 社になることも当然想定され、結局は独占になってしまうことも当然予見されるべきであり、そのための予防策もあらかじめ用意されていなければならないと考えられます。(日本インターネットプロバイダー協会地域 ISP 部会)

トンネル方式の網改造料についてソフトバンク BB 株式会社/ソフトバンクテレコム株式会社/ソフトバンクモバイル株式会社、社団法人日本インターネットプロバイダー協会の意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

トンネル方式は、既に IPv4 で NTT-NGN と相互接続している接続事業者であっても、IPv6 用網終端装置、IPv6 用集約装置への接続料金が追加で必要となることから、接続事業者に多くの負担を強いる事となります。従って、NTT 東西殿は、既存の IPv4 装置を活用し、IPv6 の通信にも共用できるようにすることで、接続事業者、ひいてはエンドユーザの負担を軽減可能とすべきと考えます。(ソフトバンク BB 株式会社/ソフトバンクテレコム株式会社/ソフトバンクモバイル株式会社)

また、ISP 事業者が IPv6 インターネット接続に対応する場合、トンネル接続インターフェース付与機能の網改造料として個別に費用負担している集約装置について、現在の IPv4 用の集約装置は使うことができないことから廃棄が必要になります。集約装置の廃棄にあたっては、減価償却残額分の一括の支払いと撤去手数料が ISP 事業者の負担として生じるため、これについては配慮を求めたいと思います。(社団法人日本インターネットプロバイダー協会)

マルチプレフィックス問題の解決について有限会社ナインレイヤーズの意見に賛同します。特に以下の部分に賛同します。

NGN の IPv6 化で問題になったのがマルチプレフィックス問題であり、これは IETF の標準化プロセスにて解決されるのが適当であると考えます。

以上